

2 感染症に備えた体制整備

【現状】

- 新型コロナウイルス感染症では、病床等のひっ迫などにより、高齢者施設の入所者の感染について、施設内での療養を余儀なくされる状況が生じたため、新型コロナウイルス感染症医療に対応できる連携医療機関を確保できていない施設に対しては、往診可能医療機関を派遣するなど必要な支援を実施しています。
- 施設内で療養している人を医療機関へ搬送する必要がある場合、保健所と連携するとともに、保健所の業務ひっ迫等の状況によっては、消防機関とも連携して医療機関への搬送を行っています。
- 施設で集団感染が発生した場合、直ちに保健所と連携するとともに、初動対応として感染症医療支援チーム等の医療従事者が感染拡大防止対策や施設運営支援を行っています。
また、新型コロナウイルス感染症では、多くの施設でクラスターが発生したため、感染症医療支援チームを7チームから28チームに増加し、支援体制の強化を図りました。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症患者の治療のための感染対策等が不十分である等の理由で感染症医療が提供できない施設の連携医療機関が一定数あるため、連携医療機関に対して、感染対策等の訓練・研修を行う機会が必要です。
- 保健所の搬送体制を強化するとともに、平時から消防機関等と移送患者の病態に応じた役割分担等について、協議しておくことが必要です。
- 適切な感染症対策が実施できていない高齢者施設等が一定数あり、クラスターが複数回発生したこともあったため、高齢者施設等の職員が感染症に対する正しい知識・技術をもち、施設内で適切な危機管理体制が構築されていることが必要です。

【今後の取組】

- 施設内療養者への医療及び介護従事者に対する感染症対策に関する訓練・研修、個人防護具の備蓄を行う医療機関と平時から協定を締結することにより、感染症発生時に適切かつ円滑に医療を提供できる体制を整備します。
- 保健所の人員体制や設備等を整備するなど搬送体制の強化を図るとともに、感染症連携協議会等を通じ、搬送患者の対象等に応じた役割分担や移送の際の留意事項などを消防機関や高齢者施設関係団体等と協議するなど連携体制の強化を図ります。
- 高齢者施設等の職員に対して感染対策等の訓練・研修を行うとともに、介護サービス事業所等に対する指導監督等の機会を通じて、BCPの内容や避難訓練の実施状況等について確認を行い、事業所全体の危機管理体制の強化を図ります。また、施設の集団感染発生時に、保健所と連携し、感染症医療支援チーム等が有効な初動対応ができるよう、引き続き、平時からの訓練を通じて連携体制の強化を図ります。